有田町プレミアム付商品券取扱店登録申請書

私は、裏面にある事業内容を確認・理解したうえで有田町プレミアム付商品券事業の取扱店として登録申請します。

事業所所在地

事業所名

㊞

代表者名

電話番号

取扱品目・業種

以下の①～⑦について、確認・理解しました→□（チェック）

①登録資格について

　有田町内で事業を行なっている事業者

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第２条各項の規定に該当しない事業者

　特定の宗教、政治団体に関わっていない事業者

　公序良俗に反する業務・活動を行っていない事業者

　暴力団員などにかかわっていない事業者

②対象外商品

　たばこ（たばこ事業法第36条第1項）

　資産形成などの購入にかかるもの（土地、家屋）

　消費の下支えとは言いがたい金融商品等（有価証券、宝くじなど）

　換金性が高いものの購入（商品券、ビール券、図書券、プリペイドカード、切手、印紙、チャージ料金など）

　その他、今回の事業において対象外として指定されるもの

③商品券販売期間について

　１枚額面500円10枚5,000円を１セットとして、4,000円で販売します。販売期間は、令和元年10月1日から令和２年2月末まで。

裏面へ

④商品券利用期間等について

　令和元年10月1日から令和2年3月10日。※つり銭に対応する必要はありません。

⑤換金期間

　令和元年10月1日から令和2年3月16日（月曜）まで。

※利用期間終了から換金期間終了まで６日間であることに留意してください。

⑥換金方法

　１０月１日より有田町内の佐賀銀行（有田支店、有田駅前支店、西有田出張所）にて換金できます。換金の際は、全ての商品券の裏面に事業所名を記入（ゴム印可）したうえで、「取扱店登録証」、「商品券換金依頼書」「預金口座の通帳」とともに持参して下さい。

　入金口座が佐賀銀行以外の金融機関の場合は、振込み手数料を登録事業者が負担することとなります。

⑦責務

　商品券取り扱い事業者は、次の事項を遵守してください。

（１）商品券取り扱い店舗と分かるよう見やすい場所に取り扱い店舗のポスター等を掲示してください。

（２）商品券には、偽造防止対策をしていますが、通常の範囲で偽造と分かるようなものについては受け取りを拒否してください。

（３）商品券については、個人間での交換や譲渡、販売などをしないよう求めています。非課税者または子育て世帯とは思えないような購入者、販売額を大きく超える商品券の使用枚数の場合は、お断りし、その旨、有田町商工観光課へご報告ください。